

第23回長野地方裁判所委員会及び第22回長野家庭裁判所委員会議事概要

- 1 日 時 平成23年11月29日午後3時から午後5時まで
- 2 場 所 長野地方・家庭裁判所大会議室
- 3 出席者 (地方裁判所委員会委員)
貝阿彌誠，倉田博光，栗林正清，小池充夫，小林均一，清水麻代，返町洋三，武田和宏，宮本義彦，渡辺雅義 (五十音順，敬称略)
(家庭裁判所委員会委員)
石曾根清晃，越智康詞，貝阿彌誠，寺門正顕，萩谷葉子，古堅裕康，水野隆子，室賀サダ子 (五十音順，敬称略)
(説明者)
上田調停協会副会長，地方裁判所事務局長，家庭裁判所事務局長，家庭裁判所事務局総務課長
(オブザーバー)
民事首席書記官，刑事首席書記官，首席家庭裁判所調査官，家庭裁判所首席書記官，地方裁判所事務局次長，家庭裁判所事務局次長，家庭裁判所総務課長補佐
- 4 テーマ 調停手続利用者に対するアンケートについて
- 5 議 事
 - (1) 地方裁判所委員会
新任委員の自己紹介：栗林委員，小林委員，清水委員，返町委員，武田委員
 - (2) 家庭裁判所委員会
新任委員の自己紹介：水野委員，室賀委員
 - (3) 議事の進行について
■ 本日の委員会の報道関係者による取材について承認した。
 - (4) 地方裁判所委員会及び家庭裁判所委員会合同

ア 「上田支部で行われた委員会で提言があった事項に関する報告について」

[説明（家庭裁判所事務局長）]

- 出張所の件数，出張調停の件数について統計が取られていないが，地方に住む当事者は最寄りの出張所で手続が行われることを希望しているとも思われ，出張所があるのであれば，その機能を生かすために，統計を取る必要があると思う。（石曾根委員）
- 石曾根委員の意見については，参考にさせていただく。（貝阿彌委員長）
- 家裁調査官の数が足りているのかということが検討課題とされていたと思うが，資料2では，平成13年から23年にかけて事件数は増加しているように見受けられ，家裁調査官の数がどう推移してきたのか教えていただきたい。（寺門委員長）
- しっかり確認ができているわけではないが，家裁調査官の人数は増加していないと思われる。現在，長野家裁では管理職を含めて21名の調査官がいるが，調査官は全国の調査官補を裁判所職員総合研修所に集めて養成しているので，長野家裁だけで増員するということは簡単ではない。このため，現在は，書記官等とも連携，協働して事務の効率化をはかり，現人数で対応している状況である。（家庭裁判所首席調査官）
- 長野は支部が多く，配置が難しい。例えば，上田には5人いるが，佐久はならず，上田の調査官が佐久にてん補して事件を処理するといった，長野特有の困難さがある。（貝阿彌委員長）
- 件数は2倍以上，3倍近くになっている。後見だけではなく，他の事件の増加も考えて検討いただくとか，こういったところで声をあげることが必要ではないか。現有人数で出来ますとしては，しわ寄せがくるのではないか。（寺門委員長）

イ 「調停当事者に対するアンケートに関するこれまでの経過について」

[説明（家庭裁判所事務局総務課長）]

ウ 「調停制度（民事・家事）のあらましについて」

[説明（家庭裁判所首席書記官）]

- 配布された調停のあらましに、調停に代わる決定というものがあるが、いかなるものか。 (倉田委員)
- 「調停に代わる決定」とは、裁判所が、職権で当事者双方の申立ての趣旨に反しない限度で、事件の解決のためになす決定で、当事者双方が異議を述べないと、その決定は、裁判上の和解すなわち確定判決と同一の効力を有することになる。一人が複数の会社を相手に申し立てる特定調停等に利用されることが多く、相手方の会社が裁判所に来ないときにも、申立人である債務者の支払能力、各社の債権額を考慮して、調停に代わる決定をすることで、一気に解決することを可能とするものである。 (民事首席書記官)

エ 「調停委員のアンケートと関ブロのパネルディスカッションについて」

[説明（上田調停協会副会長）]

オ 「アンケート提案の趣旨について」

[説明（石曾根委員）]

カ 意見交換

- アンケートの実施について、質疑・意見交換に入りたい。
(貝阿彌地方裁判所委員会委員長及び寺門家庭裁判所委員会委員長)
- 是非実施してほしい。付加して申せば、経験上調停事件においては、調停委員に対する説明が当事者のみでは足りないと思われても、関係者が調停手続に加わることができないために、不満を持つ関係者も少なくないと感じることがあるため、これら関係者も含めて実施してほしいと考える。
(栗林委員)
- 問題提起という意味で申し上げる。アンケートを実施するのであれば、現状が認識でき、調停の改善に繋げることができるものを目指したいと考えるが、得てして、自分に不利な結果になった者は不満を持つ場合が多いと思われる。したがって、どのような事件で、どのような状況で、どのよ

うなことがあったから調停に不満があるのかが明らかにならなければ、という点が気になる。(貝阿彌委員長)

○ 不満が全くない調停というものはあまりないと思う。調停は譲り合いで決まっていくので、このアンケートの文面だけで判断することは難しいという気も正直するが、反面、当事者の気持ちを知りたいという気もあると他の調停委員も言っている。(清水委員)

○ 調停委員としては、当事者からどのように見られているのかという点で、アンケートがあるということは緊張もする。事件を共に担当する調停委員同士がうまく調停を進めているときは、当事者も安心して本音を言えると考えており、調停を行う者としては、共に事件を担当する調停委員との相性という点でも難しさを感じる。(水野委員)

○ 不満だとされた場合に、どのような点が不満であったのかを具体的にしてもらえれば、改善にも繋げられると思うが、そういった点でも難しさを感じる。(貝阿彌委員長)

○ 裁判所の心配も理解できるが、知り合いの調停委員の方や調停協会の会長に話をしてみたところ、是非やってみたいと。本来であれば調停協会であればよかったが、地家裁委員会でやるならお任せして、是非利用者の声を聞きたいとおっしゃっていた。(石曾根委員)

○ 裁判所には、具体的に不満や苦情が来たりしているのか。(返町委員)

○ 当事者から不満等が申し出られることはあるが、どのような状況で持った不満であるのかが明らかではないため、そのまま受け取ってよいものか判断できないことが多く、アンケートもそういった危険をはらんでいるところがあることはある。(貝阿彌委員長)

○ このアンケートは、一般的なものに止まっており、不満は不満としてもどのような点が不満であったのかは出てこないため、一般的な調停の問題に関して意見を聞きたいというイメージなのか。(返町委員)

- 一般的というよりは、今の調停制度が利用者にとって利用しやすいものであるか、あるいは信頼にたり得るものなのかという点で挙げてみたもので、より踏み込んだ方が改善のための意見を聞くにはいいということであれば、提案していただき、皆さんで議論して、よいものが出来ればと思う。

(石曾根委員)

- 裁判所としても、今後の改善に繋げられるものであれば、アンケートを実施して、勉強したいと考えており、対案ではないが、裁判所でもアンケート案を考えてみたので、紹介したい。

(貝阿彌委員長)

キ 「裁判所案のアンケートについて」 [説明 (地方裁判所事務局長)]

ク 意見交換

- 資料4のアンケートは、満足ができたか否か、生の声が聞け、本心が聞けると思って作ったが、アンケート結果を改善のために利用するという点では意見が出てこないという気もする。裁判所案は、回答者が細かく書かなければならないという点で気にはなるが、皆さんがこれでやろうということであれば、とにかくやってみることが大事かなと思う。

(石曾根委員)

- 資料4にあって、裁判所案にないのは、調停の結果と回数であるが、こういった人がどういう回答しているのかわかった方が改善策にも繋がるということでは、回数も分かっていた方がよいと思う。

(越智委員)

- 一概に一年が長いか短いかというのが評価しにくいように、事案を抜きに回数が多い、少ないというのも難しいと思われる。

(貝阿彌委員長)

- 裁判所案でも、満足をしたか、していないかを直接明らかにする工夫をして分かりやすいアンケートにしてもよいと思う。アンケートで、これだけ自由記載が多いのは回答者には負担になると思われるので、一つ一つの設問に対して、選択肢が示され、書ききれない部分を記載してもらおうスタイルの方がよいと思う。その中で、回数の点等を選択肢の中に盛り込む方法もあると思う。

(古堅委員)

- 満足と不満とを分けて、その選択肢をならべるといった感じであろうか。
自由記載欄が多いと協力が得られにくいとは認識しているものの、今後の改善を主眼にしてこのようなものになった。 (貝阿彌委員長)
- 民事と家事で、成立割合が違うといった説明もあり、一緒によいのかという点はないのか。また、アンケート結果の活用の仕方、結果による改善の仕方を明確にすると、やり方も変わってきはしないか。 (倉田委員)
- 活用については、再度地家裁合同委員会が開かれ、その場で活用方法について議論されることになると考えられるが、裁判所に伝えるべきことは裁判所に、調停委員に伝えるべきことは調停協会に、どのような形で伝えることになると思う。 (貝阿彌委員長)
- 例えば、ハード的なこと、裁判所のことに対応をしやすいであろうが、資料4の8以下などは、画一的に取り扱うことはできないと思う。逆に、内容的なことは、成立、不成立の違い、その方によって、その日の感情によっても変わってくるかもしれないので、調停委員の方に実際のアンケートを見てもらって、調停委員の方に判断してもらわなければ、地家裁委員会で内容をまとめて結果がどうこう言うことはまずできないのではないだろうか。そういった意味では、回収を多くするために、記述は多くない方がよいかもしれない。記述欄が少なくても、書きたい人は書くのではないだろうか。 (倉田委員)
- アンケートの内容について再度委員会を持つことは大変なので、何人かの委員の方に委任してアンケートの内容を決定したいと思うがいかがか。 (貝阿彌委員長)
- 私も、何人かの委員に委任をして、最終的に決定するのがよいと思う。 (寺門委員長)
- あまり人数を増やしても良くないので、両委員長、石曾根委員、調停委員であるお二人の5人でいかがか。 (倉田委員)

■ 貝阿彌委員長，寺門委員長，清水委員，石曾根委員及び水野委員にアンケートの策定が委任された。

○ アンケートは，長野地方裁判所委員会・長野家庭裁判所委員会の名前で実施することによろしいか。 (貝阿彌委員長)

■ 実施名は，長野地方裁判所委員会・長野家庭裁判所委員会とする。

○ アンケートの内容が決まったとして，いつ，どのように実施するかを事務局（庶務）から説明されたい。

ケ 「アンケートの実施方法について」 [説明（地方裁判所事務局長）]

コ 意見交換

○ アンケートを実施する対象は，長野本庁だけなのか。 (返町委員)

○ そのような前提で考えてきた。まずは本庁で実施して，その結果を踏まえ，意見を伺うことも考えられるところである。 (地方裁判所事務局長)

○ アンケートの取り方は，どのようにするつもりなのか。 (石曾根委員)

○ 調停終了直後に，担当書記官から説明，協力を依頼し，回収は，調停室がある2階，4階のエレベーター前に回収箱を設置して回収したいと考えている。 (地方裁判所事務局長)

○ 裁判所の考えがここまで前進したのであれば，是非，支部においても実施してほしい。 (石曾根委員)

○ 全支部というのはなかなか難しいと思われる。例えば，松本支部は，本庁と同じくらいの事件数なので，それほど変わらないと思われるが，そういった御意向があるという前提で検討させていただきたい。

(貝阿彌委員長)

○ 記載場所についても，プライバシーを確保する必要があるが，どのように考えているのか。 (返町委員)

○ 調停で利用した調停室や待合室の利用を考えている。

(地方裁判所事務局長)

6 次回期日

- 追って指定

7 次回議題

- (1) 調停手続利用者に対するアンケートの結果について
- (2) 長野県下の裁判官の配置について

(注)

○は、委員等の発言内容

■は、委員会において確認した事項